

中小企業・個人事業主の皆さまへ

# 信用保証料補助のご案内

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

原油価格、物価高騰等に直面する事業者支援として、本市の中心的存在である中小企業・個人事業主の皆さまが市制度融資等を受ける際に信用保証協会へ、**令和7年度中**に支払った信用保証料を補助します。

対象となる融資

「習志野市中小企業資金融資」「千葉県中小企業資金融資」「千葉県信用保証協会制度」

- ・貸付期間の延長又は返済金額の変更を行った場合も含まれます。**(ただし、初回のみ)**
- ・**令和7年4月1日以後に申請し、令和8年3月31日までに実行した融資が対象**です。
- ・他の市区町村が設ける融資制度は除きます。

補助金額

「習志野市中小企業資金融資」 … **全額補助**  
「千葉県中小企業資金融資」など … **20万円を上限に補助**

申請条件

- ・市内に店舗、工場、事業所等を有し、現に営んでいる。
- ・対象融資の信用保証料を一括で支払っている。
- ・市税を滞納していない。

申請期間

- ・原則として、**令和8年7月1日(水)** から **令和8年9月30日(水)** までに、郵送又は産業振興課窓口へ  
(事情により申請期間に間に合わない場合は事前にご連絡ください。)
- ・**郵送の場合は、令和8年9月30日(水) 必着**

- ・申請書や必要書類は市HPをご確認ください。



習志野市産業振興課

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

☎ 047-451-7755 ✉ sangyo@city.narashino.lg.jp